

能美市事業復活支援金

【申請要領】

【受付期間】

令和4年3月28日(月)～令和4年9月30日(金)

【提出先】

〒923-1198

石川県能美市寺井町た35番地

能美市役所 産業交流部 商工課

※郵送する場合は、切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

〈問合わせ先〉

能美市役所 産業交流部 商工課

〒923-1198 能美市寺井町た35番地

TEL : 0761-58-2254 / FAX : 0761-58-2266

E-Mail : shoukou@city.nomi.lg.jp

※ 様式等については能美市ホームページからダウンロードできます。

能美市事業復活支援金

検索

1.事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期化の影響を受け売上高が減少し、国及び石川県の事業復活支援金を受給した市内事業者に対して能美市事業復活支援金を支給します。

【支給金額】

令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高と平成30年11月から令和3年3月までの間の同月の売上高と比較したときの減少割合に応じて、次のとおりとします。

売上高減少率	法人	個人事業主
50%以上減少	20万円	10万円
30%以上50%未満減少	12万円	6万円

※申請は1事業者につき1回限りとします。

複数の事業所・店舗を経営している場合でも、事業所・店舗単位ではなく、事業者単位での支給となります。

2.対象者

次の条件をすべて満たす事業者

- (1) 能美市内に事業所を有し、事業を営んでいること
- (2) 今後も事業を継続すると見込まれること
- (3) 国の事業復活支援金を受給したこと
- (4) 石川県事業復活支援金を受給したこと

3.申請手続き等

- (1) 石川県事業復活支援金が入金された後に申請書類を提出してください。

【提出先】〒923-1198

石川県能美市寺井町た35番地 能美市役所 産業交流部 商工課
能美市事業復活支援金係

※郵送する場合は、切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

(2) 申請書類の入手場所

ア 能美市ホームページからダウンロード

能美市事業復活支援金 検索

イ 以下の窓口

配布窓口	所在地
能美市役所 産業交流部 商工課	能美市寺井町た 35 番地 (能美市役所 寺井分室 3 階)

(3) 申請書類

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

なお、申請書類の返却はいたしません。

申請書類について	
A	能美市事業復活支援金交付申請書及び実績報告書
B	石川県事業復活支援金申請書(様式 1)の両面の写しまたは売上高等確認書(別紙 1)
C	石川県事業復活支援金の入金記載された通帳の写し
D	誓約書(別紙 2)
E	本人確認書類及び事業所住所確認書類 (法人) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し(発行から 3 か月以内のもの) ※記載の住所が能美市外の場合、能美市法人市民税申告書等の能美市内事業所の住所が記載された書類の提出が別途必要です。 (個人事業主) 運転免許証等の写し及び確定申告書類の所得税青色申告決算書・開業届・営業許可証等
F	能美市事業復活支援金請求書 ※ 振込先の口座番号・口座名義人のフリガナが確認できる書類(通帳・当座小切手帳等)の写しを添付してください。